

## 一般不妊治療助成制度

本村では、一般不妊治療を受けている方に、治療に要した費用の一部を助成しています。  
本年度から「体外受精」も新たに助成の対象となります。

### ●対象者(①～④全てに該当する方)

- ①婚姻関係にあり、夫または妻のいずれか一方が本村に居住する方
- ②医療保険に加入している方
- ③産婦人科または泌尿器科で不妊症と診断され治療を受けている方
- ④治療開始日において女性の年齢が43歳未満の方

### ●対象となる治療

- ①医療保険各法に規定する療養の給付の適用となる不妊治療
- ②医療保険の適用とならない不妊治療。ただし、顕微授精の他、夫婦以外の第三者からの卵子・胚の提供による治療法は対象としません。

### ●助成期間

助成を開始した診療日の属する月から継続して2年間まで助成を受けることができます。

### ●助成金額

1組の夫婦に対して、一般不妊治療を受けた日の属する年度ごとに上限5万円。

### ●申請期間

指定の申請書に必要書類を添付し、1年度ごと(3月31日(水)まで)に民生部保健環境課窓口へ申請してください。

## おやこ手帳アプリ「とびハピ」

おやこ手帳アプリ「とびハピ」は、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援をお届けするアプリです。

母子健康手帳の記録や予防接種、健診などを記録管理する機能を兼ね備えています。

また、おやこ手帳アプリ「とびハピ」から予約できる教室などもあります。

ぜひ、ご登録ください。



●問合せ先 すこやかセンター内 保健環境課